

(地域密着型) 特別養護老人ホーム櫻ホーム西神
(認知症対応型通所介護) デイサービスセンターさくらさく
令和4年度 第2回運営推進会議 議事録

日 時：令和 4年 6月 16日 (木)
時 間：10：00～11：00
開催場所：櫻ホーム西神 4F 多目的室
出席者：別紙参照

1 ごあいさつ

出席者から挨拶を行った。

2 活動状況について

(1) 櫻ホーム西神

ア 申し込み状況

資料のスライド4ページに沿って説明を行った。

すぐの入居希望者は7名と報告を行った。

イ ご入居者の状況

スライド5～7ページに沿って説明を行った。

6月16日時点で満床であると報告を行った。

ウ 取り組み内容

ノーリフトケア、選択食について説明を行った。

選択食は定期的に昼食の副食を選んでいただいていると報告を行った。

(2) さくらさく

スライド23ページ～26ページに沿って説明を行った。

地区別の利用者で一番多い地区は、月が丘、桜が丘、富士見ヶ丘であり、また、一番多いのは学園東、井吹台から来て頂いていると報告を行った。

3 職員の動向（入退職状況）

スライド16ページに沿って説明を行った。

退職の理由としては本人の都合であると報告を行った。

4 事故・苦情詳細

(1) 事故

ア 櫻ホーム西神

(ア) 概要

スライド16ページ目に沿って説明を行った。

事故の割合で多い種類は薬のセットミスであった。ご入居者1人1人の薬袋に日付が記入してある。

また、そのほかに取間違いでセットミスが3件あった。複数の目で確認しているが、服薬ミスをするユニットが確定されてきている。

事故リスクマネジメント委員会の委員長より、6月からユニットに指導を行っていく。

(イ) 原因

①職員が服薬支援を行った際にご入居者が飲み込んだと思い込んでいた、②ご入居者の口から薬が落ちていた③床に落ちていた、④薬の飲み込みが確認できていない、⑤職員の余裕のなさや未熟な部分があるためなどであるが、それらを改善していく必要があると報告した。

(ウ) 5月の事故の割合

詳細については、スライド16～18ページに沿って説明を行った。

時間帯別事故件数はスライド19ページに沿って説明を行った。

イ さくらさく

転倒、落葉事故があったと報告を行った。

転倒事故の原因は、ダイルームにて利用者がウトウトされており、椅子から床へ落ちてしまった。けがはなかったが、座っているときもウトウトしているときは、見守りをすべきであった。

落葉事故に関しては、職員が利用者に菓を手渡しし、飲み込んだと思っていたが、口に入っておらず、落葉したという事故があった。

(2) 苦情

2件あったことを報告した。

1件目はすでに退去されたご入居者のご家族からであり、預り金口座の通帳の返却が遅いとの連絡があった。対応としては、丁寧に聞き取り謝罪を行った。また、その日に簡易書留、速達で郵送を行った。

2件目はご入居者ご家族からの苦情である。入居者様が入院の際に施設と病院の意見が相違しているとのご連絡があった。謝罪を行うとともに、今後の対応策として病院への連絡調整を正確に行うことが必要であったと報告をした。

(3) ヒヤリ・ハット

ア 櫻ホーム西神

これまでから、ヒヤリ・ハットの報告については、どのユニットが意識して報告していると考えていたが、4月から事故リスクマネジメント委員会が新体制になったこともあり、周知を図ったところ、今までにない数のヒヤリ・ハットの報告があった。

イ さくらさく

0件のため、報告なし。

5 研修・委員会活動

喀痰吸引、感染委員会、排泄支援向上研修についてスライド8ページから12ページに沿って説明する。

また、排泄支援向上研修に関しては適切に入居者の排泄介護が実施できるようにしている。6月以降も毎月1回王子ネピア（紙おむつのメーカー）に来てもらうことになっている。

6 イベント活動

(1) 櫻ホーム西神

今後も各フロアやユニットで様々なイベントを計画していく予定であることをお伝えする。

(2) さくらさく

運動やおやつレクリエーションを実施していることを報告するとともに、さくらCafé：スライド28ページに沿って開催日、前回の参加者人数、次回のご案内等を行った。

7 活動状況に係る評価及び要望・助言等

(1) 福永委員

第4回目の新型コロナウイルスワクチン予防接種対象者は、高齢者施設の職員は対象にならないようであるが、施設職員については対象とすべきであると考えます。また、国などに対し、対象とするよう要望する考えはないのか。

〔回答〕国の新型インフルエンザ等対策有識者会議（会長：尾身茂）などにおいて、臨床試験の結果などを基に検討し、第4回目の対象者を決定したと聞いている。委員ご指摘の点については、予防接種の効果などの状況を考慮し、必要に応じて、神戸市老人福祉施設連盟を通じて要望したいと考えている。

(2) 福永委員

ヒヤリ・ハットの報告が多いが、報告をあげるだけではなく、職員の中で共有してさらに施設内でも共有してほしい。職員みんなの情報を入れて継続して欲しい。

〔回答〕ヒヤリ・ハットは、結果として事故などの危難に至らなかったものであるの
で、見過ごされてしまうことがある。危難が発生した際には、その前に多くの
ヒヤリ・ハットが潜んでいるおそれがあるため、ヒヤリ・ハットの事例を収集
・分析し危難を予防することが望まれる。そこで、当施設ではヒヤリ・ハット
の情報を公開し蓄積または共有することによって、危難の発生を未然に防止す
る活動を行っている。共有は関連するユニットと事務所内で共有して押印する。
特段の事故等に関しては委員会の中で事例をあげて検討している。

また、ヒヤリ・ハットの件数だけで判断すると、当施設は事故が多いと思わ
れるかも知れない。あえて、ヒヤリ・ハットの件数を公表していない施設也多
いと聞いているが、そもそも、ヒヤリ・ハットは、1つの重大事故の背後には
29の軽微な事故があり、その背景には300のヒヤリ・ハットが存在するという
「ハインリッヒの法則」に基づき実施しているものである。当施設が積極的に
事故防止に取り組んでいる証であることをご理解願いたい。

なお、特養の待機者数に関して、近隣の施設では、待機者が100～200名程度
抱えているところもある。しかし、重複申し込みもあり、実際の待機者はこれ
よりも少ないものとなっている。一方、当施設での待機者は12～13名であり、
この中には同じく重複申込者も存在するものと考えられ、当施設の待機者は少
ない状況である。社会福祉法人桜谷福祉会は赤穂が本部であり、当施設が開設
して2年を経過したところである。我々の努力不足でもあるが、まだまだ地域
に浸透していないという事実がある。我々も地域に根ざした運営を心がけ、地
域の皆様発信していく所存であるが、委員各位からも地域の方々へのPRを
お願いしたい。

(3) 福永委員

さくらCaféは非常に良い取り組みである。将来お世話になるかもしれないから、誘
って参加している。ぜひとも取り組みを続けて欲しい。参加者から話を聞くと、勉強
して帰って来られているようで、有意義な時間を過ごしていると思う。

〔回答〕さくらCaféへ来ていただいた方には、気軽に悩み相談や世間話などができる
コミュニケーションの場だけでなく、専門職から認知症に関する知識などもお
伝えしていく。加えて、地域の悩みや情報を拾い、介護知識や地域福祉の拠点
の一つとして運営していきたい。

まだ課題もあるが、改善していきたいので、ご意見を寄せていただくととも
に、ぜひ委員各位からの周知もお願いしたい。

(4) 小川委員

ア さくらCaféは15人の参加だと聞いたが、もう少し参加者が増えても良いのでは
と思う。そのためにはどうしたら良いかを考えていく必要があると思う。秋葉台、
桜が丘の掲示板に掲示するのも1つである。地域密着というのであれば、地域の資
源を活用して欲しい。

イ ヒヤリハットの事例は重要な事故についてはどのように対応しているのかご教示
願いたい。

〔回答〕地域の資源を活用して行きたいと考えている。また、ヒヤリ・ハットについ
ては、できる限り多くの事例を集めて、スタッフ同士で共有・分析していくこ
とで問題点が浮き上がる。同じような事例がいくつもあがっているときは、委
員会において幹部職員を交え「なぜ・どうしてか」などの原因追及や対応策の
検討を行っている。

(5) 納見委員

さくらCaféのチラシはふれまちや老人会で渡そうと考えている。また、実際の施設

の様子をみるのは難しいため、さくら Café への参加の際に少しみていただけたらと思う。来月は参加したいと考えている。民生委員も連れて行こうと考えている。

さらに、事故報告（ヒヤリ・ハット）に関しては事故を隠す人が多いため、報告するという事は施設運営に取って重要であると考え。情報を、現場サイドで共有していくことが大事だと思う。

(6) 世良委員

地域でのサロンなどの話はよく出てくる。介護は体験しないとわからない。介護のベテランの人が教えることは良いことだと思う。

(7) 檜橋委員

特養の待機者の介護度がでてきているが、特別養護老人ホームは基本的に要介護 3 以上の方から案内しているが、要介護 2 の方でも入所できるのは、どのような方なのか。

〔回答〕一時期、当施設では待機者が 0 人だった際に、待機者中に要介護 2 の方がいた。その旨を神戸市に相談すると、介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）の改正により、平成 27 年 4 月 1 日以降、介護老人福祉施設への入所者が原則要介護 3 以上の者に限定される取扱いに変更された。しかし、全国的にも「要介護度 1 又は 2 の者のうち、その心身の状況、その置かれている環境その他の事情に照らして、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があると認められた者」に対しては、特例入所が可能である。したがって、当施設での入所判定委員会において、相当の理由が認められれば入所も可能である。

(8) 小川委員

『緊急性の高い方（やむを得ない事情）』というのはどのような方なのか。

〔回答〕一般的は、認知症や虐待事例などがあげられ、入所判定委員会において、個々具体的な状況を総合的に判断している。

参考 国が示す具体例

- ①認知症であり、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られる。
- ②知的障害、精神障害等であり、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られる。
- ③家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難である。
- ④単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分である。申込書の意見欄を確認し、入所判定委員会で話し合いを行う。

8 その他

(1) 避難訓練のご案内

6月23日(木)14時～15時30分で実施すると報告を行った。

(2) 6/14 開催の家族会での概要

面会のご案内については、資料に沿って説明を行った。

直接面会の時期に関しては、4 回目の新型コロナウイルスワクチン予防接種後、所管課である神戸市とも協議を行い、適切な時期に再開したいと考えていると報告を行った。

また、新型コロナウイルスワクチン予防接種についても、資料に沿って報告を行った。

次回開催予定：令和 4 年 8 月 18 日（木） 10：00～11：00

・出席者に開催予定日の予定確認を行い、決定する。

出席者

(第三者委員)

世良 英雄	押部谷東ふれあいのまちづくりの協議会 委員長
小川 薫	月が丘自治会 会長
福永 君江	押部谷西民生委員児童委員協議会 会長
納見 年子	桜が丘ふれあいのまちづくり協議会 委員長
檜橋 明子	押部地域包括支援センター

(櫻ホーム西神)

馬場 宏知	施設長
眞杉 佳憲	事務局長
内田創一郎	デイサービスセンターさくらさく管理者
北野 諭士	生活相談員課長
上野久美子	看護師長
江角 早苗	主任介護支援専門員
緒方 裕一	介護主任
長田 知花	生活相談員
金子 茅央	生活相談員